

○飯塚市人権擁護委員協議会補助金交付要綱

平成27年7月13日

飯塚市告示第269号

(趣旨)

第1条 この告示は、人権擁護委員活動の円滑な運営を図るとともに、自由人権思想の普及啓発と人権擁護に寄与することを目的として行う飯塚人権擁護委員協議会(以下「協議会」という。)に対する補助金の交付に関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の事業に要する経費
- (2) その他市長が適当と認める経費

(交付の申請)

第3条 協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第4条 協議会は、補助事業が完了したときは、完了後40日以内に実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。